基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年九月三十日を基準日と定め、同日十三時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十八年九月十五日

福岡県福岡市東区大岳二丁目一番一号

西戸崎開発株式会社

代表取締役　加来　義和

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年九月三十日を基準日と定め、同日十三時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年十月三十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年九月十五日

福岡県福岡市東区大岳二丁目一番一号

西戸崎開発株式会社

代表取締役　加来　義和

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年九月十五日

栃木県宇都宮市清原工業団地一一番地二

エム・イー・エム・シー株式会社

代表取締役　テイム・バース

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年九月十五日

東京都世田谷区砧八丁目八番五号

東駒株式会社

代表取締役　西山　博

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年九月十五日

東京都中央区明石町八番一号

日本マクダーミッド株式会社

代表取締役　ペイショア・ジュリアン・マイケル

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年九月十五日

横浜市保土ケ谷区狩場町六五番地

トヨタカローラ神奈川株式会社

代表取締役　横田　昇

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年九月十五日

神奈川県横須賀市神明町一番地五二

株式会社芝技研

代表取締役　福島健太郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年九月十五日

新潟市東区松島一丁目二番八号

株式会社ナビック

代表取締役　上原　敦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年九月十五日

石川県金沢市神宮寺二丁目二八番一〇号

白山自動車サービス株式会社

代表取締役　神川　利昭

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年九月十五日

静岡県富士市柚木三八九番地

鳥居産業株式会社

代表取締役　鳥居　貴浩

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十月三日付で全部の種類の株式に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年九月十五日

愛知県高浜市芳川町一丁目七番地一〇

エヌティー精密株式会社

代表取締役　内藤　祐治

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である吉田正人が退任する事に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年九月十五日

東京都港区赤坂二―一六―六

フリーバーズ・インターナショナル・インク　日本における代表者　吉田　正人

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である星正弘が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年九月十五日

東京都新宿区三栄町八番地三七K―ビル三階W号室

ＩＴＡＬＹ　ＣＧＭＫ　ｓ．ｒ．ｌ．

日本における代表者　星　正弘

限定承認公告

本籍北海道札幌市白石区栄通一九丁目五五四番地三〇五、最後の住所札幌市白石区栄通一八丁目九番一五号　被相続人　亡　伊藤　文乃

右被相続人は平成二十八年七月十六日死亡し、その相続人は平成二十八年九月六日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十五日

札幌市白石区栄通一八丁目九番一五号

相続財産管理人　伊藤　克実

限定承認公告

本籍北海道伊達市有珠町四八番地六、最後の住所群馬県太田市熊野町二二番五―一〇三号

被相続人　亡　風間　直樹

右被相続人は平成二十八年六月二十六日死亡し、その相続人は平成二十八年九月二日前橋家庭裁判所太田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十五日

札幌市中央区大通西一〇丁目南大通ビル九階　ながた法律事務所

限定承認者　風間　史郎

同　風間　ミツ

代理人弁護士　長田　正寛

同　田村　暢健

限定承認公告

本籍秋田県山本郡三種町鵜川字西鵜川七八番地、最後の住所秋田県山本郡三種町鵜川字西鵜川七〇番地　被相続人　亡　三浦　長生

右被相続人は平成二十八年三月二十四日死亡し、その相続人は平成二十八年九月八日秋田家庭裁判所能代支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十五日

秋田県山本郡三種町鵜川字西鵜川七〇番地

相続財産管理人　エエン・ヌルアエニ

限定承認公告

本籍愛知県豊橋市小畷町三八番地、最後の住所愛知県名古屋市中区新栄一丁目二八番二三号　レインボー第二瓦町一階

被相続人　亡　大木　宏員

右被相続人は平成二十七年十二月二十二日死亡し、その相続人は平成二十八年九月九日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十五日

愛知県江南市古知野町広見一四一

限定承認者　大脇　義貴

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　九月十五日付第二〇四号六　四ページ●同日付政府調達第一七五号二四ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）